特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
茨城県知事は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県知事

公表日
令和8年10月22日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的に、一定の精神障害の状態にあると認めた者に対して精神障害者保健福祉手帳を交付する。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容] ・精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・障害状態の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ・氏名を変更したとき、もしくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳に再交付に関する事務
③システムの名称	茨城県精神障害者保健福祉手帳等管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
精神保健福祉手帳交付事務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表22の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項 [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表41の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	精神保健福祉センター長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-0852　茨城県水戸市笠原町993番2　茨城県精神保健福祉センター　029-243-2971
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-0852　茨城県水戸市笠原町993番2　茨城県精神保健福祉センター　029-243-2971
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[　]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　]接続しない（入手）　　[　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄　　等	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、茨城県精神障害者保健福祉手帳等管理システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	Ⅱ．1いつ時点の計数か	平成27年12月31日時点	平成28年3月31日時点		
平成28年6月1日	Ⅱ．2いつ時点の計数か	平成27年12月31日時点	平成28年3月31日時点		
平成29年7月6日	Ⅱ．1対象人数　いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	Ⅱ．2取扱者数　いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	Ⅰ．1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき，精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的に，一定の精神障害の状態にあると認めた者に対して精神障害者保健福祉手帳を交付する。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容] ・精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・障害状態の認定の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ・氏名を変更したとき，もしくは居住地を移したときの届出の受理，その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・障害等級の変更の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき，精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的に，一定の精神障害の状態にあると認めた者に対して精神障害者保健福祉手帳を交付する。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容] ・精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・障害状態の認定の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ・氏名を変更したとき，もしくは居住地を移したときの届出の受理，その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・障害等級の変更の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳に再交付に関する	事後	主務省令制定
平成29年7月6日	Ⅰ．4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号　別表第二の16，27，28，31，54，55．56の2，57．79，106及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条，第20条，第21条，第22条，第28条，第29条，第30条，第31条，第42条及び第53条 　※番号法別表第二の116の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号　別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務法令で定める事務及び情報を定める命令第18条	[提供側] ・番号法第19条第7号　別表第二の10，14，16，27，28，31，54，55，56の2，57，79，85の2，106，108，116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第9条，第11条，第12条，第20条，第21条，第22条，第28条，第29条，第30条，第31条，第42条，第43条の4，第53条，第55条及び第59条の2 [照会側] ・番号法第19条第7号　別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条	事後	主務省令制定
平成29年7月6日	Ⅰ．5評価実施機関における担当部署　②所属長	茨城県精神保健福祉センター長　佐藤　茂仁	茨城県精神保健福祉センター長　遠藤　憲一	事後	人事異動
平成30年7月6日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年10月28日	Ⅰ．4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号　別表第二の10、14、16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第9条、第11条、第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条及び第59条の2	[提供側] ・番号法第19条第8号　別表第二の10、14、16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第9条、第11条、第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条及び第59条の2	事後	法改正
令和4年10月28日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年10月28日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅰ．1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	公費負担医療等管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	茨城県精神障害者保健福祉手帳等管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	システム改修
令和7年1月31日	Ⅰ．3個人番号の利用　法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条	・番号法第9条第1項　別表22の項	事後	法改正
令和7年1月31日	Ⅰ．4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号　別表第二の10、14、16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第9条、第11条、第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条及び第59条の2 [照会側] ・番号法第19条第8号　別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条	[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項 [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表41の項	事後	法改正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8．人手を介在させる作業	－	2）十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8．人手を介在させる作業　判断の根拠	－	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄　　等	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	－	1）目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	－	2）十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策　判断の根拠	－	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、茨城県精神障害者保健福祉手帳等管理システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年10月2日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	時点修正
令和7年10月2日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	時点修正
令和8年10月22日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	時点修正
令和8年10月22日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	時点修正